

依存症にかかる大阪府の国家要望の状況

◇平成 30 年度 国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望 平成 29 年 6 月

主要最重点要望 1. 大阪都市圏の成長を通じた日本の再生

(1) 大阪都市圏の競争環境の整備 <統合型リゾート（IR）の立地実現>

昨年 12 月にいわゆる IR 推進法が制定されたが、区域認定や納付金・入場料のあり方等について地方の意見を十分に踏まえたうえでの、IR 整備の推進のために必要な措置の早期法制化を進めること。

さらに、IR 実施法の法制化がなされた後は、大きな経済波及効果が期待できる大阪・夢洲での IR の立地を実現すること。

あわせて、懸念されるギャンブル等依存症については、総合的に対処するための仕組み・体制を設けるなど、依存症にかかる法制化及び対策の実施を進めること。

◇平成 30 年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（健康医療関連）平成 29 年 7 月

8. 薬物乱用防止対策及び依存症対策の充実

② 薬物依存症・ギャンブル等依存症患者受入医療体制の充実

府内では、薬物依存症者の継続治療や再使用防止のための医療機関が患者数に比して不足しており、受入医療機関の拡大が必要である。受入医療機関を拡大し、民間の精神科医療機関において薬物依存症者の治療を行うため、重度アルコール依存症者受入時と同様に、薬物依存症者を受け入れた場合も診療報酬加算の対象とすること。

また、ギャンブル等依存症の患者についても治療可能な医療機関の拡大が必要であり、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターや、国立病院機構久里浜医療センターでのギャンブル等依存症者への専門治療プログラムの開発と効果検証を行ったうえで、すみやかに診療報酬の対象とすること。

③ 依存症に取り組む民間団体への支援の充実

平成 29 年 3 月 27 日に発出された地域生活支援促進事業実施要綱では、アルコール依存症等の問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する事業が補助対象となっているが、同要綱においては、既に他の多くの事業が実施されていることから、依存症対策としては活用しにくい状況にある。

依存症対策を効果的・効率的に展開させるため、民間団体の活動を支援する事業について、同年 6 月 13 日に発出された依存症対策総合支援事業実施要綱によって事業を実施できるよう、財源措置を含めて一本化すること。